

## 第30回入善町農業委員会議事録

令和5年1月10日午後1時30分から第30回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名          委員現在数 16名          欠員 2名

出席委員 15名

1番 五十里 章	2番 中陣 雄一	3番 寺田 晴美	4番 森下 さゆり
5番 森下 吉光	6番 上田 幸嗣	7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志
9番 小林 真一郎	10番 米山 義隆	11番 坪野 和夫	13番 永山 美和
14番 吉原 有二	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	

欠席委員 1名

18番 長原 均

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	腰 本 幸代
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐里奈
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第111号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第4	議案第112号 農地法第5条の規定による意見進達について

議長（米山 義隆）

改めまして皆さん明けましておめでとうございます。委員の皆様にはご家族そろって和やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年、令和4年というのは私個人的にも非常に激動の1年でありました。一番大きかったのは、やはり8月に鍋嶋前会長が急逝されて、私自身がこの立場になって、県の常設審議委員会など行かせていただくようになったというのが、この農業委員会に携わってから非常に大きなことでありました。県の方へ行きますと、やはり自分の力不足・勉強不足があるな、今までいかに前会長に頼っていたかなということを感じさせられる半年間だったと思っております。私達農業委員というのは、優良農地の確保、またそういった現状を見るということも大事ですけれども、私自身が全国会長大会など見た中で言えば、やはり農政全般においても、農業委員の見方、また意識しているのは非常に大事ということを感じさせられた期間でもありました。

農業委員の皆さんには、7月改選ということでもうあと半年という期間になりましたが、今年は年末年始ともに穏やかで雪のない年になりますから、ぜひまた地域を見ていただいて、何か変わったところがないかをご確認いただきたいと思っております。

今農業委員の立場というのは、これからもっと重いものになってくると意識しております。皆さんご存じのとおり、肥料高・燃油高、飼料で言う畜産の大変さ、そういうところを見ると農業全般が今大変な時期に来ているなど。そういった中で個人の農家がどこまで踏ん張って農業をやっているかというところと不安もあると思っております。その中でやはり企業農家、個人経営される農家、また営農組合、そういったところへの荷が重くなるような現象もこれからもっと出てくるかなと。農業委員としてそういった

皆さんのことをどのように考えて行動すればいいかなというふうに、今後は一つ農業委員の仕事として、重たいものが肩にかかってくる意識しております。

改選までの半年の間にこれからまだまだ農地が動いたりですか、土地持ち非農家のことですか、色んなところで皆さんに相談などあるかもしれませんが、残り半年間皆さんとしっかり協力し合って、入善町農業委員会を運営していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。最後になりますが、本日お集まり、また欠席の委員をはじめ、ご家族の皆さんのご多幸とご健勝を祈念いたしまして、簡単ではございますけども、年頭のご挨拶とさせていただきます。本日もよろしく願いいたします。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第4の終了までといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(米山 義隆)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。13番永山委員と14番吉原委員に決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(米山 義隆)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第111号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書の1ページをご覧ください。

議案第111号「農地法第4条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

申請番号1番。申請地は、入善町栲山〇〇の1筆で、台帳地目は畑、現況地目は宅地、面積は281㎡。申請者は、上市町稗田〇〇の〇〇さん。  
転用目的は、農家住宅敷地の拡張です。  
申請地位置図は2ページ上段になります。

申請者は栲山に生まれ育ち、現在は結婚して上市町に住んでいますが、令和2年に父が亡くなり相続手続きをしたところ、現在の農家住宅敷地が農地であることがわかったことから今回は是正のために転用申請するものです。

申請地は281㎡で、当時農家住宅719㎡に拡張して住宅を建築済。  
雨水の一部は西側及び一体利用している土地をとおり東側の既設排水路に流し、一部は自然透過です。生活排水は既設下水へ流します。

申請地につきましては、第1種農地であります。転用目的が「農家住宅敷地拡張」であり、許可基

準である「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」の項目に該当するため、認められることから、農地の区分と転用目的には問題ありません。

また、申請地は昭和47年2月25日に除外済であり、本案件は許可すべきものと考えます。  
農業委員の意見書は吉原委員に頂いております。

続きまして申請番号2番。申請地は、入善町舟見〇〇の1筆で、台帳地目は田、現況地目は宅地、面積は1,300㎡。申請者は東京都葛飾区堀切〇〇の〇〇さん。  
転用目的は貸駐車場敷地です。  
申請地位置図は2ページ下段になります。

申請地は平成4年に貸店舗兼賃貸住宅敷地とすることを目的として転用許可申請を受けていましたが、整地後、資金計画に変更が生じ、貸店舗兼賃貸住宅の建築を断念して現在に至っていました。そのような中、以前より申請地向かいにある公民館で、地域の会合が行われる際など、来館する利用者の駐車場が不足していることから、地域より駐車場として利用させてほしい申出があったことから今回の転用申請に至りました。

以前の転用許可を取り消し申請した後、整地はすでに終わっていたことから今回是正のために改めて転用申請するものです。

申請地につきましては、第1種農地ですが、転用目的が「貸駐車場敷地」であり、「申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（集落接続）」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題はないと考えます。

また、申請地は平成4年4月2日に除外済であり、愛本新用水土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。  
農業委員の意見書は愛場委員にいただいております。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

吉原委員

申請番号1番について、内容は事務局から説明があったとおりです。現地確認し、問題はありませので、確認印を押しました。以上です。

愛場委員

申請番号2番、申請地は昔から盛り土がしてあります。土地所有者の弟が近くに住んでおり、土地をどうするのか状況を確認していたところでありました。事務局の説明のとおりであり、問題はありませので確認印を押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

申請番号1番は、住宅地図で見たところ、隣接の〇〇さん宅とは別敷地なのでしょうか。

事務局

別のお宅で、敷地は分かれています。

小林職務代理者

申請番号2番は、既に農用地ではなくなっているんですね。

事務局

はい、平成4年に除外済みで農用地ではありません。今回とは異なる内容で転用申請が出されていた案件です。

議長（米山 義隆）

その他、何かご質問等ございませんか。

（質問・意見なし）

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。  
議案第111号、農地法第4条の規定による意見進達について、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第4、議案第112号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。  
事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の3ページをご覧ください。  
議案第112号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番。申請地は、入善町上野〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目ともに畑、面積は180㎡。  
譲渡人は黒部市岡〇〇の〇〇さん、譲受人は、富山市上富居〇〇の〇〇さん。  
転用目的は、事業所駐車場敷地、権利の種類は所有権移転です。  
申請地位置図は4ページ上段になります。

申請地は昭和40年代には宅地として住宅が存在していた土地であり、現在は売地となっていたところ、申請者で譲受人の〇〇さんがダンス教室を建築する予定で今回宅地を購入し、その敷地の一部が農地となっていたことから今回転用申請するものです。

申請地は180㎡で、隣接する土地との一体利用する全体面積は1,027㎡であり、許可基準である「隣接する土地との一体利用（全体面積のうち、第1種農地の面積割合が全体面積の3分の1を超えないもの）」の項目に該当すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ありません。

また、申請地は昭和47年2月25日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は寺田委員にいただいております。

以上1件、よろしく願いいたします。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

寺田委員

地目は畑となっていますが、現地確認したところ、この一帯は空き地であり、申請地はその隅の一部に当たります。問題はないと思いました。以上です。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。では、議案第112号「農地法第5条の規定による意見進達について」の質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

小林職務代理者

申請地の国道側のこの三角形の農地は、耕作されているのでしょうか。

寺田委員

〇〇さんが耕作しています。

議長（米山 義隆）

他に何かございませぬか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませぬか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第112号「農地法第5条の規定による意見進達について」を、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませぬか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませぬか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

新年会について、来週1月16日月曜日18時から清八楼の方で行いますのでよろしくお願い申し上げます。欠席の方だけ、事務局にご連絡いただきたいと思いますので、今週中にお願いいたします。

次に配布物の確認です。アグリとやま第128号を配布しましたのでご確認ください。

あとすみません私腰本なんですが、1月の24日から3月の15日まで総務省の自治大学校というところで研修をしないといけないことになりまして、2月と3月の農業委員会は不在にさせていただきますので、事務局長をはじめとした3人で、農業委員会の方行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

例年行っていた農業者と農業委員との意見交換会も、本来は行わないといけないんですけども、今年もちよっとコロナで難しいかなと。もしかしたら各地区の個別案件で対応させてもらうかもしれないのでまたよろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

今お話ありましたけれども、全体の会はちょっと見送りさせていただくということで、各地区でやっていただけたところがあれば、ぜひまた対応していきたいと思います。事務局長含め私も一緒に参加させていただいて、私の地区が本当は先にやるべきなのかもしれません。そういったこともありますのでよろしくお願いします。

新年会の方は、ぜひ腰本係長の壮行会も兼ねてできればと思っておりますので、ぜひ参加の程よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第30回入善町農業委員会を閉会いたします。

今回は、令和5年2月7日火曜日、午後1時30分から行う予定ですのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後1時58分）